

○湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、木質バイオマス導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、木質バイオマス燃料（薪、チップ及び木質ペレットをいう。以下同じ。）を使用するストーブやボイラー等の燃焼機器（以下「ストーブ等」という。）の導入及び木質バイオマス燃料を購入する者に対し、ストーブ等の導入及び木質バイオマス燃料の購入に要する費用の一部について補助金を交付することにより、化石燃料の代替となる木質バイオマス燃料の利用促進、地域産材の循環によるゼロカーボンの推進及び市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する住宅（市内に所在するものに限る。以下同じ。）にストーブ等を導入する者又はストーブ等を導入する住宅を購入又は建築し、当該申請年度内に自ら居住しようとする者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、当該事業所等にストーブ等を導入する事業者
- (3) 市内に所在する据置型のストーブ等で使用する木質バイオマス燃料を購入する個人及び事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- (2) 市税に滞納がある者（個人にあつてはその同一世帯員を含む。）

- (3) 同一年度において、既に第6条の規定による交付決定を受けた者
- (4) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けてストーブ等を導入した建物内にストーブ等を導入しようとする者
- (5) 自作品、リース契約及び賃貸借契約によりストーブ等を導入する者  
(補助対象事業、補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件、補助率及び補助金の上限額は、別表第1に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の11月末日までに、木質バイオマス導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、補助金交付の可否について木質バイオマス導入促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告及び交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、ストーブ等及び木質バイオマス燃料の購入後、費用の支払が終了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに木質バイオマス導入促進事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) ストーブ等及び木質バイオマス燃料の代金を支払ったことが分かる書類
- (2) 完成写真、購入写真
- (3) 補助金の振込先となる金融機関の通帳の写し（金融機関名、口座の種類、口座番号及び名義が記載されているもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(現地調査等)

第8条 市長は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、補助決定者に対して、ストーブ等及び木質バイオマス燃料の利用状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定による請求があったときは、速やかに書類の審査を行い、適当と認めたときは補助金を交付するものとする。

(管理及び処分)

第10条 前条の規定による補助金の交付を受けた補助決定者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金により取得したストーブ等について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、ストーブ等の使用に当たっては、その際の煙等の発生について、近隣住民等の迷惑とならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応しなければならない。

3 補助事業者は、導入後5年以内の期間において当該ストーブ等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 交付決定した住宅又は事業所以外において使用したとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助率	補助金の上限額
ストーブ等導入事業	ストーブ等の購入費用（設置工事費及び付属品の購入費を含む。以下この表において同じ。）	<p>(1) 新規（未使用）品の据置型機器であること。</p> <p>(2) 薪又はチップを燃料とするストーブ等にあつては、二次燃焼以上の機能を備えるものであること。</p> <p>(3) 購入費用が5万円以上のものであること。</p> <p>(4) ストーブ等の購入及びストーブ等の設置工事の着工又はストーブ等付住宅等の引渡し、交付決定の日以後であること。</p>	1 / 2	20万円
木質バイオマス燃料購入事業	木質バイオマス燃料の購入費用	<p>(1) 購入費用が1万円以上であること。</p> <p>(2) 薪にあつては、市内の森林から産出されたものであること。</p> <p>(3) 購入日が交付決定の日以後であること。</p>		5万円
備考 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。				

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	必要書類
ストーブ等導入事業	(1) ストーブ等の導入に係る内訳が明記された見積書の写し

	<p>(2) ストープ等を設置する住宅等の位置図</p> <p>(3) ストープ等を設置する場所の見取図（屋内の設置状況及び周囲の建物等と煙突の位置関係（距離及び高さ）が明示されたもの）</p> <p>(4) ストープ等の仕様が確認できる仕様書、カタログ、その他の書類の写し</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>
<p>木質バイオマス燃料購入事業</p>	<p>(1) 燃料の種類と購入量（薪は産地と体積（薪立方メートル）、その他の木質バイオマス燃料にあつてはその重量（キログラム））に係る金額内訳が明記された見積書の写し</p> <p>(2) 購入予定の燃料を使用するストーブ等の設置状況写真</p> <p>(3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

様式第1号（第5条関係）

湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

湯沢市長 様

住所  
氏名  
電話番号

湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金の交付を受けたいので、湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金交付申請書交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設置・納入場所	所在地	湯沢市
	所有者	
2 ストープ等の種類	メーカー名	
	機種名(型)	
	使用燃料	( ) 薪 ( ) ペレット ( ) その他 (該当するもの( )に○を記入)
3 機器の用途・燃料の購入 (該当するもの( )に○を記入)	( ) 住宅用 ( ) 店舗用 ( ) 事務所用 ( ) 燃料購入	
4 設置・購入予定年月日	年 月 日	
5 補助対象経費		円
6 補助金交付申請額		円
7 その他参考事項		

市税の納付状況に関する同意書

1. 申請者本人の同意記入欄

氏名(カナ)		生年月日	年 月 日
--------	--	------	-------

補助金の交付決定のため、湯沢市が私の市税の納付状況についての確認を行うことに同意します。

市記入欄

市税の滞納の有無	無・有	確認年月日	年 月 日
----------	-----	-------	-------

様式第1号（第5条関係）

2. 申請者以外の同意記入欄

区 分	内 容
同意者②	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他（            ）
	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
	現 住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
同意者③	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他（            ）
	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
	現 住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
同意者④	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他（            ）
	フリガナ
	氏 名
	生 年 月 日
	現 住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

湯沢市長 印

湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のありました湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金について、湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 審査結果	
2 交付決定額	円
3 却下理由	
4 特記事項 【補助条件等】	(1) 交付の目的以外に使用しないこと。 (2) 事業を完了したときは、速やかに実績報告書、請求書を提出すること。 (3) その他事業の遂行にあたっては、補助金交付要綱に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日

湯沢市長 様

住所

氏名

電話番号

湯沢市木質バイオマス導入促進事業補助金交付対象機器設置・燃料購入が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 設置・納入場所	所在地	湯沢市
	所有者	
2 ストープ等の種類	メーカー名 機種名(型) 使用燃料	薪・ペレット燃料 その他( ) (いずれかに○)
	3 設置の用途(該当するものに○を記入する)	( ) 住宅暖房用 ( ) 店舗暖房用 ( ) 事務所暖房用 ( ) その他( )
4 設置・購入完了期間		
5 補助対象経費		円
6 補助金交付請求額		円
7 その他参考事項		
		添付書類 (1) 設置・購入の領収書の写し (2) 設置・購入状況の写真 (3) 振込先金融機関の通帳の写し (金融機関名・口座種類・口座番号・名義) (4) その他市長が必要と認める書類 その他

振込先金融機

金融機関名	銀行・農協	支店名	支店
口座番号	普・当	フリガナ	
		口座名義	

※申請者本人名義の口座に限ります。